

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-264)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
告 示	
○土地改良法による道営換地計画の決定..... (農地調整課)	1
○土地改良法による道営換地処分..... (農地調整課)	1
○肥料の登録..... (農業改良課)	1
○北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事 の許可を受けなければならない施設の一部改正 (2件)..... (漁港漁村課)	1
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	3
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	3
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	4
○道路の区域の決定及び供用の開始..... (道路整備課)	4
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	5
○河川区域の廃止等による廃川敷地等..... (河川課)	5
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正 (3件)..... (経理課)	5
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	5
道立北見病院告示	
○一般競争入札の資格に関する公示.....	7
○一般競争入札の実施.....	8
道立小児総合保健センター告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	10
道教育庁胆振教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	11
道教育庁十勝教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	11
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	13
道警察旭川方面本部告示	

○指名競争入札に係る資格に関する公示..... 15

告 示

北海道告示第108号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、北村豊正東地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成16年2月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年2月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第109号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次の地区の換地処分をした。

平成16年2月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 愛別町金富地区
- 2 新十津川町北花月地区

北海道告示第110号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

平成16年2月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分(%)	その他の規格	生産業者		登録年月日
					名称	住所	
北海道第2863号	副産動物質肥料	7.0水産加工副産肥料2号	窒素全量 7.0 りん酸全量 3.5	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	釧路化成工業株式会社	釧路市大楽毛251番地1	平成16. 1.23
北海道第2864号	化成肥料	4.0混合有機	窒素全量 4.0 りん酸全量 5.0 加里全量 2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	釧路化成工業株式会社	釧路市大楽毛 同25番地1	

北海道告示第111号

平成12年北海道告示第1311号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。

河川や道路への「ミ」の不法投棄はやめましょう

平成16年2月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

浜益（浜益地区）漁港（浜益村）の項中「118メートル」を「138メートル」に改める。
古平漁港（古平町）の項を次のように改める。

古 平 漁 港 （古 平 町）	1 - 3.0メートル岸壁のうち別図に示す 47メートル	10隻以内	周年
	2 西防波堤のうち別図に示す108メート ル	21隻以内	

幌武意漁港（積丹町）の項中「周年」を「4月1日から11月30日まで」に改める。
珊内漁港（神恵内村）の項を次のように改める。

珊 内 漁 港 （神恵内村）	東防波堤のうち別図に示す79メートル	6隻以内	周年
-------------------	--------------------	------	----

赤石漁港（神恵内村）の項中「4隻以内」を「3隻以内」に改める。
寿都漁港（寿都町）の項を次のように改める。

寿 都 漁 港 （寿 都 町）	北副防波堤のうち別図に示す16.9メー トル	6隻以内	周年
--------------------	---------------------------	------	----

鵜泊（太櫓地区）漁港（北桧山町）の項を次のように改める。

鵜泊（太櫓地 区）漁港 （北桧山町）	1 第2船揚場のうち別図に示す35.5メー トル	12隻以内	周年
	2 第2船揚場のうち別図に示す17.2メー トル	5隻以内	

赤石（奥尻）漁港（奥尻町）の項を次のように改める。

赤石（奥尻） 漁港 （奥 尻 町）	1 第2船揚場のうち別図に示す45メート ル	18隻以内	周年
	2 東防波堤のうち別図に示す46メートル	5隻以内	

興部漁港（興部町）の項を削る。

北海道告示第112号

平成13年北海道告示第160号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種

漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のよう
に改正し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年2月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

千代ノ浦漁港（釧路市）の項を削る。

北海道告示第113号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指
定する予定である。

平成16年2月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 苫前郡羽幌町大字天売字豊畑12の1（次の図に示す部分
に限る。）
- 指 定 の 目 的 干害の防備
- 指 定 施 業 要 件
 - 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁経
済部林務課及び羽幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第114号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指
定する。

平成16年2月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- (1) 保安林の所在場所 松前郡松前町字高野762・763・字札前498・字上川757・字大
沢956・字大津468・469・字茂草586（以上8筆について次の図
に示す部分に限る。）、585の1、587、字原口572（次の図に
示す部分に限る。）、570、571の1、573、574、字赤神537か
ら539まで
 - 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 保安林の所在場所 伊達市館山町5の14・5の17（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 3(1) 保安林の所在場所 伊達市館山町5の5・194・199の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課並びに伊達市役所及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第115号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。	平成16年2月3日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 解除予定保安林の所在場所 勇払郡追分町白樺2丁目1の2 2 保安林として指定された目的 公衆の保健 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅 北海道告示第116号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 平成16年2月3日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 阿寒郡阿寒町字シアンヌ2の1・4の1・4の2・5の1・5の15・7の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、2の3、2の8、3の1、3の3、3の6、4の4、4の6、4の14、4の76から4の78まで、5の9から5の14まで、5の16、5の18、5の24、5の37、6、7の7、7の10、7の222から7の226まで、7の321、字シュリコマベツ5の1・5の13・7の1・13の1・13の10・13の15・14の1・14の4・15の1・23・26・27の1・27の5・28の3・28の6（以上15筆について次の図に示す部分に限る。）、7の12、10、11の1、11の3、12の1から12の3まで、13の5、13の6、13の8、13の9、13の12、13の13、13の17から13の22まで、13の24、13の26、14の3、14の5、15の2から15の4まで、16から22まで、24、25、27の6、27の8、27の9、27の12、27の13、27の23、28の1、28の4、字チクショベツ1から5まで、字オクルシュベ6の1・7の1・7の3・7の9・18の1から18の3まで・19の1・19の3・21の1・22（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、1の1から1の3まで、2の1、4の1、4の3、4の5、4の6、4の10、4の13、4の30、5の1、5の3、7の19、7の20、7の27、8、9、17の1、17の2、18の4から18の7まで、19の2、19の4、20、21の3、21の4、21の12から21の15まで、24の1、24の2 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 （ア）主伐に係る伐採種は、定めなし。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
---	---

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

様似郡様似町字冬島214の1・字幌満109の1・114の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、109の4
- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

厚田郡厚田村大字古潭村302・410・411・478（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、301の4、字古潭川上流477（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字古潭村301の4・410・478・字古潭川上流477（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

江別市西野幌891の4、891の6、891の8、891の10
- (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

様似郡様似町字幌満114の1・134・字冬島214の1・217（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課並びに江別市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年2月3日

北海道知事 高 橋 はるみ		
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 旭 川 芦 別 線	旭川市神居町豊里45番1地先から	平成16. 2. 3
北海道札幌土木現業所	旭川市神居町豊里43番1地先まで	
道道 美唄達布岩見沢線	岩見沢市西川町446番1地先から	同
北海道札幌土木現業所	岩見沢市西川町474番1地先まで	
道道 江 別 奈 井 江 線	空知郡北村字中央4688番1地先から	同
北海道札幌土木現業所	空知郡北村字中央4278番地先まで	
道道 愛別当麻旭川線	旭川市永山町16丁目272番地先から	同 16. 2. 4
北海道旭川土木現業所	旭川市東旭川町桜岡239番1地先まで	

北海道告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示

の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年2月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 雄別釧路線
- 3 道路の区域

区	間	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
釧路市山花119番2地先から		22.00mから		道道山花鶴丘線
釧路市山花138番2地先まで		44.00mまで	1,855.00m	重複L=8.00m

北海道告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年2月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 山花鶴丘線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
釧路市山花138番2地先から		前	22.00mから		一般国道240号
釧路市鶴丘121番1地先まで			44.00mまで	3,748.90m	重複L=29.00m
釧路市山花138番2地先から		後	10.00mから		一般国道240号
釧路市鶴丘8線159番4地先まで			16.80mまで	3,134.24m	重複L=14.00m

北海道告示第120号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道留萌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成16年2月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 河 川 の 名 称 二級河川信砂川水系信砂川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成16年2月3日
- 3 廃 川 敷 地 等 の 位 置 増毛郡増毛町舎熊294番6地先から2183番地先まで、294番11及び305番18

- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 699.74平方メートル

北海道告示第121号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成16年2月9日から施行する。

平成16年2月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 収納代理金融機関の項「朝銀北東信用組合」を「ウリ信用組合」に改める。

北海道告示第122号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成16年2月14日から施行する。

平成16年2月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 収納代理金融機関の項中央三井信託銀行株式会社の事項中「つつじヶ丘支店」を削る。

北海道告示第123号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成16年4月10日から施行する。

平成16年2月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 収納代理金融機関の項中央三井信託銀行株式会社の事項中「立川支店国分寺出張所」を削る。

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年2月3日

北海道上川支庁長 青 木 次 郎

- 1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

北海道上川合同庁舎清掃業務（地下1階・1階・4階） 一式

北海道上川合同庁舎清掃業務（2階・3階） 一式

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
 (3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
 (4) 履 行 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
 北海道上川合同庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 (3) 資本金の額が300万円以上又は清掃員を常時20人以上雇用していること。
 (4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ誠実に履行した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成16年2月3日から3月3日まで

イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079 - 8610 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
 北海道上川支庁総務部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川支庁総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎
 3階入札室（送付による場合は、郵便番号 079 - 8610 北海道
 上川支庁総務部総務課）
 (2) 入 札 日 時 平成16年3月15日（月）午後2時（送付による場合は、平成
 16年3月12日（金）までに必着）
 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道財務規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 最低価格の入札者を落札者とししない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

10 契約書の作成の要否

要

11 そ の 他

- (1) 開札の際において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 (2) 入札金額等に係る消費税等の取り扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道上川支庁総務部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 079 - 8610 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
 電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 2113

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 12 Summary A . Nature and quantity of the services to be procured : a . Office cleaning in the Kamikawa Subprefectural District Hokkaido Government Offices Complex. (basement, 1st floor and 4th floor, inclusive) b . Office cleaning in the Kamikawa Subprefectural District Hokkaido Government Offices Complex. (2nd floor and 3rd floor, inclusive) B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., March. 15, 2004 (If mailed,bids must arrive no later than March. 12, 2004) C . Contact point for notice : General Administrative division, Department of General Affairs Kamikawa Subprefectural office of the Hokkaido Government, 1-go, 1-ban, 19-chome, 6-jo, Nagayama, Asahikawa-shi, Hokkaido, 079-8610 Japan Phone : 0166-46-5111 Extension 2113	次のいずれにも該当すること。 ア 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 イ 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 エ 平成16年2月1日現在において引き続き2年以上建築物の清掃業務を営んでいること。 オ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、(1)のアに定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 カ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者であること。 キ 北海道内に事業所を有すること。 (3) 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、(2)に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。 ア 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 イ 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 (4) 資格審査の申請の時期及び方法 ア 申 請 の 時 期 平成16年2月3日から20日まで イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 (ア) 提出先の名称 北海道立北見病院庶務課 (イ) 提出先の所在地 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 (5) 資格審査の再申請 ア 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 (ア) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 (イ) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員
道 立 北 見 病 院 告 示 北海道立北見病院告示第1号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成16年2月3日 北海道立北見病院長 山 口 保 1(1) 資格及び調達をする役務の種類 平成16年度において北海道立北見病院が締結しようとする(1)のアに定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(1)のイに定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(1)のウに定めるものとする。 ア 契 約 平成16年2月3日に一般競争入札の公告を行う北海道立北見病院庁舎清掃業務委託契約 イ 資 格 北海道立北見病院庁舎清掃業務委託の資格（以下「資格」という。） ウ 役 務 の 種 類 北海道立北見病院庁舎清掃業務委託 (2) 資 格 要 件	

（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

（ウ）企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

イ 再申請の方法

再申請しようとする者は、(2)のイの申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(6) 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

ア 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から(1)のアに定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

イ 有効期間の更新

資格は(1)のアに定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

(7) 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

ア (2)に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

イ 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

2(1) 資格及び調達をする役務の種類

平成16年度において北海道立北見病院が締結しようとする2の(1)のアに定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、2の(1)のイに定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、2の(1)のウに定めるものとする。

ア 契 約 平成16年2月3日に一般競争入札の公告を行う北海道立北見病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びに電話交換業務委託契約

イ 資 格 北海道立北見病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びに電話交換業務委託の資格（以下「資格」という。）

ウ 役 務 の 種 類 北海道立北見病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びに電話交換業務委託

(2) 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

ア 1の(2)のアからウまでに同じ。

イ 平成16年2月1日現在において引き続き2年以上病院の警備及び事務当直代行業務を営んでいること。

ウ 1の(2)のオに同じ。

エ 1の(2)のキに同じ。

(3) 資 格 要 件 の 特 例 1の(3)に同じ。

(4) 資格審査の申請の時期及び方法

ア 申 請 の 時 期 平成16年2月3日から20日まで

イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

(ア) 提出先の名称 北海道立北見病院庶務課

(イ) 提出先の所在地 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号

(5) 資格審査の再申請 1の(5)に同じ。

(6) 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1の(6)に同じ。

(7) 資 格 の 喪 失

資格を有する者が、(2)に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道立北見病院告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月3日

北海道立北見病院長 山 口 保

1(1) 入札に付する事項

ア 調達をする役務の名称及び数量 北海道立北見病院庁舎清掃業務 一式

イ 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

ウ 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

エ 履 行 場 所 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院庁舎

(2) 入札に参加する者に必要な資格

平成16年北海道立北見病院告示第1号の1に規定する北海道立北見病院庁舎清掃業務委託の資格を有すること。

(3) 契約条項を示す場所

北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院庶務課

(4) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院会議室（送付による場合は、郵便番号 090 - 0058 北海道立北見病院庶務課）

イ 入 札 日 時 平成16年3月3日 午後3時（送付による場合は、必着）

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(5) 入札保証金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付する。 イ 入札保証金の免除、納付の方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 (6) 郵便等による入札 ア 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は、認めない。 イ 電報による入札は、認めない。 (7) 電子入札の可否 否 (8) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交付場所 1の(3)に同じ。 イ 交付方法 アの場所で交付する。 (9) 落札者の決定方法 ア この入札は、最低制限価格を設定している。 最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札であっても落札者とならない。 イ 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 (10) 契約書作成の要否 要 (11) その他 ア 開札の時に於いて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い (ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事	業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免除事業者申出書を提出すること。 ウ 入札説明会の日時及び場所 (ア) 日 時 平成16年2月20日 午後2時 (イ) 場 所 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院会議室 2(1) 入札に付する事項 ア 調達をする役務の名称及び数量 北海道立北見病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びに電話交換業務 一式 イ 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 ウ 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで エ 履行場所 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院庁舎 (2) 入札に参加する者に必要な資格 平成16年北海道立北見病院告示第1号の2に規定する北海道立北見病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びに電話交換業務委託の資格を有すること。 (3) 契約条項を示す場所 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院庶務課 (4) 入札執行の場所及び日時 ア 入札場所 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院会議室（送付による場合は、郵便番号 090 - 0058 北海道立北見病院庶務課） イ 入札日時 平成16年3月3日 午後3時30分（送付による場合は、必着） ウ 開札場所 アに同じ。 エ 開札日時 イに同じ。 (5) 入札保証金 1の(5)に同じ。 (6) 郵便等による入札 1の(6)に同じ。 (7) 電子入札の可否 否 (8) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交付場所 2の(3)に同じ。 イ 交付方法 アの場所で交付する。 (9) 落札者の決定方法 1の(9)に同じ。 (10) 契約書作成の要否 要 (11) その他 ア 1の(11)のアに同じ。
--	---

イ 1の(1)のイに同じ。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道立北見病院庶務課
(2) 所 在 地 郵便番号 090 - 0058 北海道北見市高栄西町 1 丁目 1 番 2 号
電話番号 0157 - 24 - 6261

4 この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

5 この入札の執行は、公開する。

6 詳細は、入札説明書による。

道立小児総合保健センター
告 示

北海道立小児総合保健センター告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年2月3日

北海道立小児総合保健センター所長 工 藤 亨

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

北海道立小児総合保健センター庁舎清掃（地下1階から5階まで）
同 看護師宿舎清掃（1階から4階まで）
同 敷地内清掃

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 小樽市銭函1丁目10番1号
北海道立小児総合保健センター庁舎、看護師宿舎等

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する庁舎清掃等の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 清掃員を常時30名以上雇用していること。
(4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、国又は地方公共団体と1の(1)に定める契約と種類及び規模を

ほぼ同じくする契約を締結し、確実に履行されている者であること。

(5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

- (1) 申 請 の 時 期 平成16年2月13日から27日まで
(2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類によらなければならない。
(3) 申請書類の提出先 小樽市銭函1丁目10番1号
北海道立小児総合保健センター総務課
(4) 審 査 の 結 果 審査を行った時は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

小樽市銭函1丁目10番1号 北海道立小児総合保健センター総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 日 時 平成16年3月15日 午前10時（送付による場合は平成16年3月12日までに必着のこと。）
(2) 入 札 場 所 小樽市銭函1丁目10番1号 北海道立小児総合保健センター2階会議室（送付による場合は、郵便番号 047 - 0261 北海道立小児総合保健センター総務課）
(3) 開 札 日 時 (1)に同じ。
(4) 開 札 場 所 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は地方自治法施行令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海同規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

入札説明書は、3に規定する条件付一般競争入札参加資格審査申請書類に添付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 最低価格の入札者を落札者とししない場合

この入札は、最低入札価格の基準を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。 10 契約書作成の要否 要 11 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立小児総合保健センター総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 047 - 0261 北海道小樽市銭函 1 丁目10番 1 号 電話番号 0134 - 62 - 5511 内線 206 12 そ の 他 (1) 開札の時に、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税当面税事業者申請書を提出すること。 (3) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 13 Summary A . Nature and quantity of the services to be procured : Building cleaning of Hokkaido Children's Hospital and Medical Center from B 1 to 5th Fl, Lodging for nurse from 1 to 4th Fl and the Site inclusive. B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., March 15, 2004. C . Contact : General Affairs Section, HoKKaido, Children's Hospital and Medical Center 1-10-1. Zenibako, Otaru, HoKKaido 047-0261 Japan Phone 0134-62-5511 Extension 206	道教育庁胆振教育局告示 北海道教育庁胆振教育局告示第 1 号 次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。 平成16年 2 月 3 日 北海道教育庁胆振教育局長 笠 田 能 央 - 落札又は随意契約に係る物品等の名称及び数量 - パーソナルコンピュータ 一式 42 台 × 2 校（普通科高等学校） - パーソナルコンピュータ 一式 9 台 × 1 校（知的障害高等養護学校） - 落札者及び随意契約の相手方を決定した日 平成15年12月 5 日 - 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 - ア 氏 名 エヌイーシーリース株式会社 イ 住 所 東京都港区芝 5 丁目29番11号 - ア 氏 名 松下リース・クレジット株式会社 イ 住 所 大阪市中央区高麗橋 1 丁目 6 番 6 号 - 落札金額又は随意契約に係る契約金額（1 月当たりの単価） 456,750 円 60,900 円 - 契約の相手方を決定した手續 - 一般競争入札 - 随意契約 - 一般競争入札の公告又は随意契約によった理由 - 平成15年北海道教育庁胆振教育局告示第 8 号 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 6 号の規定による。 - 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 - 名 称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課 - 所在地 北海道室蘭市幸町 9 番11号 道教育庁十勝教育局告示 北海道教育庁十勝教育局告示第 2 号 次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。 平成16年 2 月 3 日 北海道教育庁十勝教育局長 河 野 憲 一
--	--

1(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

ア 北海道帯広農業高等学校学科転換に係る物品購入

- (ア) 測量機器類 トータルステーションほか 1品目 12点
 (イ) 理化学機器類 倒立顕微鏡ほか 19品目 22点
 (ウ) 製図機器類 C A Dシステムほか 2品目 3点

イ 北海道帯広農業高等学校及び池田高等学校学科転換に係る物品購入

- (ア) 食品加工機器類 高温高圧殺菌機ほか 39品目 88点
 (イ) 家庭科（調理・被服）教育用機器類 フードプロセッサ、ミシンほか 18品目 118点
 (ウ) 介護実習用機器類 車椅子ほか 14品目 66点
 (エ) 音楽教育用楽器類 チェロ、譜面台ほか 12品目 42点

ウ 北海道帯広農業高等学校及び池田高等学校学科転換に係る物品購入

- (ア) 健康教育用機械・機具類 トレーニング機器ほか 17品目 45点
 (イ) 情報処理用機器類 パーソナルコンピュータ、会計ソフトほか 20品目 577点
 (ウ) 学校用家具・事務用機器類 机、椅子、テレビほか 17品目 716点

(2) 落札を決定した日

ア 平成15年12月24日

イ 同 15年12月25日

ウ 同 15年12月26日

(3) 落札者の氏名及び住所

- ア(ア)a 氏 名 有限会社 ストーク
 b 住 所 北海道帯広市西1条南19丁目6番地
 (イ)a 氏 名 北海道富士平工業株式会社
 b 住 所 札幌市北区北27条西9丁目5番22号
 (ウ)a 氏 名 株式会社 北海ケミカル
 b 住 所 札幌市厚別区厚別南4丁目2番30号
 イ(ア)a 氏 名 北海道オリオン株式会社
 b 住 所 札幌市白石区本通18丁目北3番66号
 (イ)及び(ウ)
 a 氏 名 株式会社 カネタ
 b 住 所 北海道帯広市西7条南1丁目9番地
 (エ)a 氏 名 株式会社 井関楽器
 b 住 所 北海道釧路市暁町5番23号
 ウ(ア)a 氏 名 有限会社 逢坂商店
 b 住 所 北海道中川郡幕別町錦町19番地1

(イ)a 氏 名 北海道日興通信株式会社

b 住 所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33

(ウ)a 氏 名 株式会社 曽我

b 住 所 北海道帯広市南町東1条2丁目2番地

(4) 落札金額

ア(ア) 13,650,000円

(イ) 13,051,500円

(ウ) 16,768,500円

イ(ア) 52,479,000円

(イ) 8,715,000円

(ウ) 3,234,000円

(エ) 7,297,500円

ウ(ア) 8,064,000円

(イ) 30,975,000円

(ウ) 21,997,500円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

ア 平成15年北海道教育庁十勝教育局告示第8号

イ 同 第9号

ウ 同 第10号

2(1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量

ア 北海道帯広農業高等学校学科転換に係る物品購入

農業実習用機械類 汎用型コンバインほか 4品目 5点

イ 北海道池田高等学校総合学科転換に係る物品購入

美術教育用機器類 平板プレス機ほか 33品目 61点

(2) 随意契約の相手方を決定した日

ア 平成15年12月24日

イ 同 15年12月25日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所

ア(ア) 氏 名 株式会社 北海ケミカル

(イ) 住 所 札幌市厚別区厚別南4丁目2番30号

イ(ア) 氏 名 株式会社 杉山商会

(イ) 住 所 北海道帯広市西9条南14丁目

(4) 随意契約に係る契約金額 ア 19,110,000円 イ 4,861,500円 (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6) 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目
--

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第14号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成16年2月3日から施行する。

平成16年2月3日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

別表札幌方面白石警察署の項中

白 石			同 白石区 本通2丁目北 7番地	同 白石区中央1条6丁目及び7丁目、中央2条1丁目から7丁目まで、中央3条1丁目から6丁目まで、平和通1丁目南から5丁目南まで、平和通1丁目北から5丁目北まで、本通1丁目南から5丁目南まで、本通1丁目北から5丁目北まで並びに本郷通1丁目北から5丁目北まで
北 都			同 白石区 北郷4条13丁目 3番12号	同 白石区北郷1条から北郷4条までの11丁目から14丁目まで、川北1条及び川北2条の1丁目から3丁目まで、川北、川下1条4丁目から9丁目まで、川下2条4丁目から8丁目まで、川下3条3丁目から7丁目まで、川下4条1丁目から6丁目まで、川下5条1丁目から4丁目まで並びに川下

北 郷			同 白石区 北郷3条5丁目 3番13号	同 白石区北郷1条から北郷4条までの1丁目から10丁目まで、北郷5条3丁目から10丁目まで、北郷6条及び北郷7条の3丁目から10丁目まで（5丁目及び6丁目欠）北郷8条3丁目から8丁目まで（5丁目及び6丁目欠）、並びに北郷9条3丁目及び7丁目から9丁目まで
菊水元町			同 白石区 菊水元町8条 2丁目17番1 号	同 白石区菊水元町1条から菊水元町3条までの1丁目から5丁目まで、菊水元町4条及び菊水元町5条の1丁目から3丁目まで、菊水元町6条及び菊水元町7条の1丁目から4丁目まで、菊水元町8条1丁目から3丁目まで、菊水元町9条1丁目及び2丁目、菊水元町10条1丁目、米里1条及び米里2条の1丁目から4丁目まで、米里3条から米里5条までの1丁目から3丁目まで、米里並びに東米里
南 郷			同 白石区 南郷通6丁目 南1番地	同 白石区南郷通1丁目南から9丁目南まで、南郷通1丁目北から9丁目北まで、本郷通1丁目南から9丁目南まで、本郷通6丁目北から9丁目北まで及び栄通1丁目から13丁目まで
白石本通			同 白石区 本通11丁目北 3番地	同 白石区平和通6丁目南から13丁目南まで、平和通6丁目北から14丁目北まで、本通6丁目南から13丁目南まで、本通6丁目北から13丁目北まで、本郷通10丁目南から13丁目南まで、本郷通10丁目北から13丁目北まで、南郷通10丁目北から12丁目北まで
を				
				同 白石区中央1条6丁目及び7丁目、中央2条1丁目から7丁目まで、

白石中央			同 白石区 本通2丁目北 7番地	中央3条1丁目から6丁目まで、平和通1丁目南から5丁目南まで、平和通1丁目北から5丁目北まで、本通1丁目南から5丁目南まで、本通1丁目北から5丁目北まで並びに本郷通1丁目北から5丁目北まで
北 都			同 白石区 北郷4条13丁 目3番12号	同 白石区北郷1条から北郷4条までの11丁目から14丁目まで、川北1条から川北4条までの1丁目から3丁目まで、川北5条1丁目、川北、川下1条4丁目から9丁目まで、川下2条4丁目から8丁目まで、川下3条3丁目から7丁目まで、川下4条1丁目から6丁目まで、川下5条1丁目から4丁目まで並びに川下
北 郷			同 白石区 北郷3条5丁 目3番13号	同 白石区北郷1条から北郷4条までの1丁目から10丁目まで、北郷5条3丁目から10丁目まで、北郷6条から北郷8条までの3丁目から10丁目まで（5丁目及び6丁目欠）北郷9条3丁目及び7丁目から9丁目まで並びに北郷
菊水元町			同 白石区 菊水元町8条 2丁目17番1 号	同 白石区菊水元町1条から菊水元町3条までの1丁目から5丁目まで、菊水元町4条及び菊水元町5条の1丁目から3丁目まで、菊水元町6条及び菊水元町7条の1丁目から4丁目まで、菊水元町8条1丁目から3丁目まで、菊水元町9条1丁目及び2丁目、菊水元町10条1丁目、菊水元町、米里1条及び米里2条の1丁目から4丁目まで、米里3条から米里5条までの1丁目から3丁目まで、米里並びに東米里
			同 白石区	同 白石区南郷通1丁目南から13丁目南まで、南郷通1丁目北から12丁目

南 郷			南郷通6丁目 南1番地	北まで、本郷通1丁目南から13丁目南まで、本郷通6丁目北から13丁目北まで及び栄通1丁目から13丁目まで
白石本通			同 白石区 本通11丁目北 3番地	同 白石区平和通6丁目南から13丁目南まで、平和通6丁目北から14丁目北まで、本通6丁目南から13丁目南まで及び本通6丁目北から13丁目北まで

に改め、同表函館方面函館中央警察署の項中

「

七飯南	同 七飯町 字大川189番 78号	同 七飯町大川1丁目から11丁目まで、大中山1丁目及び2丁目、字大中山、字中島、字中野、字豊田並びに字大川	を
-----	-------------------------	---	---

」

「

七飯南	同 七飯町 字大川189番 78号	同 七飯町大川1丁目から11丁目まで、大中山1丁目から8丁目まで、字大中山、字中島、字中野、字豊田及び字大川	に改め、同表旭川方
-----	-------------------------	--	-----------

」

面旭川中央警察署の項中

「

春 光			同 春光6 区1条4丁目 367番地9	同 4区1条から4区3条までの1丁目から6丁目まで、春光町3区1条から春光町3区11条まで、春光5区1条から春光5区5条まで及び春光6区1条から春光6区4条までの1丁目から6丁目まで、花咲町4丁目から7丁目まで、末広1条から末広8条までの1丁目から3丁目まで、末広東1条から末広東3条までの1丁目から3丁目まで並びに字近文の一部（道々旭川幌加内線以東）
-----	--	--	---------------------------	--

」

を

「

				同 4区1条から4区3条までの1
--	--	--	--	------------------

春光		同 春光6区1条4丁目367番地9	丁目から6丁目まで、春光3条6丁目、春光4条から春光7条までの5丁目及び6丁目、春光5区1条から春光5区5条まで及び春光6区1条から春光6区4条までの1丁目から6丁目まで、花咲町4丁目から7丁目まで、末広1条から末広8条までの1丁目から3丁目まで、末広東1条から末広東3条までの1丁目から3丁目まで並びに字近文の一部（道道旭川幌加内線以東）
に改め、同表旭川方面稚内警察署の項中			
朝日		同 朝日1丁目1番5号	同 萩見及び栄の1丁目から5丁目まで、富岡及び朝日の1丁目から6丁目まで、若葉台、新光町並びにはまなす1丁目
を			
朝日		同 朝日1丁目1番5号	同 萩見及び栄の1丁目から5丁目まで、富岡及び朝日の1丁目から6丁目まで、若葉台1丁目から3丁目まで、若葉台、新光町並びにはまなす1丁目
に、			
大 岬	同 字大岬24番地1	同 峰岡及び字豊岩	字大岬、字珊内、字
を			
宗谷岬	同 宗谷岬5番21号	同 宗谷岬並びに大字宗谷村字珊内、字峰岡及び字豊岩	に改める。
道警察旭川方面本部告示			

北海道警察旭川方面本部告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第2項の規定により、指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年2月3日

北海道警察旭川方面本部長 佐 藤 守

1 資格及び調達をする役務の種類

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

なお、入札参加者の指名については、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第160条の規定に基づき定められた指名競争入札参加者指名基準により行う。

- 契 約 平成16年度北海道警察旭川方面本部総合庁舎及び旭川運転免許試験場衛生的環境維持管理業務委託契約
- 資 格 平成16年度北海道警察旭川方面本部総合庁舎及び旭川運転免許試験場衛生的環境維持管理業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 役 務 の 種 類

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）に基づく建築物環境衛生管理技術者の選任業務
- 法に基づくねずみ昆虫等防除業務
- 法に基づく空気環境測定業務
- 法に基づく飲料水の水質検査、受水槽及び排水管の清掃
- 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく検査の請求

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 道税を滞納している者でないこと。
- 平成16年2月3日現在において引き続き2年以上建築物衛生的環境維持管理の事業を営んでいる者であること。
- 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合

は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(7) 1の(3)のアに規定する業務に、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を1名以上従事させることができる者であること。

(8) 1の(3)のイからエに規定する業務に係る知事の登録を受けている者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 平成16年2月3日から26日まで

(2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察旭川方面本部会計課

イ 提出先の所在地 旭川市1条通25丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契

約に係る指名競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当しないこととなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。